

# 山口県報

平成22年  
2月19日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
保安林の指定(下関市)(森林整備課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	一
道路の供用の開始(道路整備課)	二
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)	二
道路の位置の指定(建築指導課)	三
公告	四
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	四
県営伊陵西部地区経営体育成基盤整備事業(第四換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	四
選管告示	五
直接請求に必要な有権者の数に関する告示の一部改正	五
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	六
資金管理団体の名称等	七
資金管理団体の異動事項	七
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	七

### 山口県告示第六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十二年二月十九日

山口県知事 二井 関成

#### 一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字萩原字大河内四六四の一(次の図に示す部分に限る。)、四七二、五八八(次の図に示す部分に限る。)、字白萩四七三から四七八まで、字足河内五六六

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施設要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐とする。

下関市豊田町大字萩原字大河内四六四の一、五八八、字白萩四七三、四七四・四七五・四七八・字足河内五六六(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道  
路線名 四三四号  
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
周南市大字金峰字西中原二六五七の三 地先から 同市大字須万字河原山四六二の一地 先まで	最狭 八六・〇 最広 八九・五	最狭 二四・〇 最広 二六・五	一、七三三・九	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 県道  
路線名 徳山本郷線  
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
周南市大字須万字高野二〇六二の一 地先から 同市同大字 同字二二八〇の一地 先まで	最狭 一一六・〇 最広 一一八・〇	最狭 一一一 最広 一一一	四九九・〇	起点の変更及び 道路改良工 事の完了による。

山口県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十二年二月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四三四号	周南市大字金峰字西中原二六五七の三 地先から 同市大字須万字河原山四六二の一地先 まで	平成二十二年二月 二十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
徳山本郷線	周南市大字須万字高野二〇六二の一地 先から 同市同大字 同字二二五七の一地先 まで	平成二十二年二月 二十日

山口県告示第六十四号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十九日

山口県知事 二井 関 成

五の表区間の欄中、

「2 周南市一般国道三二五号との分岐点から岩国市一般国道三七六号の終点までの間」	「2 周南市一般国道三二五号との分岐点から岩国市一般国道三七六号の終点までの間」
「3 周南市大字須万字本郷字田中二二七一の二地先から同市同大字三太郎三八七の八地先までの間」	「3 周南市大字須万字本郷字田中二二七一の二地先から同市同大字三太郎三八七の八地先までの間」

を  
に改める。

山口県告示第六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立下関南高等学校特別教室新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のと

おり定めた。

平成二十二年二月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口県立下関南高等学校特別教室新築工事
- (一) 工事場所 下関市後田町一丁目地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 地上三階建	二、一六〇平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
    - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
    - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成二十二年二月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。
    - 1 共同企業体協定書の写し

- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
    - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
  - (三) 申請書等の提出場所
    - 山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
  - (四) 申請書等の提出期間及び時間
    - 平成二十二年三月八日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで
  - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
    - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年三月十七日までに発送する。
- 四 その他
- この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三三三〇)にすること。

山口県告示第六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字郡字三ノ島田一一九 九の七	六・〇	五七・三	三六三・一一



(四五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年二月十九日から同年六月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 伊倉ショッピングタウン

所在地 下関市伊倉新町一丁目一〇〇九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社安成工務店 住所 下関市綾羅木新町三丁目七番一号

代表者の氏名 安成 信次

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 株式会社西松屋チエーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一

代表者の氏名 大村 禎史

はるやま商事株式会社 岡山市北区表町一丁目一番二号

治山 正史

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年十月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五九二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数 七四台

(二) 駐輪場の収容台数 三〇台

(三) 荷さばき施設の面積

(四) 四八平方メートル 廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

開店時刻

閉店時刻

株式会社西松屋チエーン

午前一〇時

午後八時

はるやま商事株式会社

"

"

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十二年一月二十二日

(四六) 県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業(第四換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第四換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年二月十九日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業(第四換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年二月二十二日から同年三月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第八号

直接請求に必要な有権者の数に関する告示(平成二十一年山口県選挙管理委員会告示第五百十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

表見議会の議員の解職の請求の項中

- 「山口市選挙区
  - 萩市阿武郡選挙区
  - 「山口市選挙区
  - 萩市阿武郡選挙区
- 五〇、六四八  
一〇、二〇〇」を  
五二、八三一  
一七、〇一七」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
泉ひろき後援会	柴田 文典	末繁 光二	山口市黄金町7番15号		平成22、1、19
幸福実現党下関後援会	大場 茂樹	久志田敦子	下関市田倉御殿町2丁目5番3号		" " 27
幸福実現党防府後援会	中村 義則	津田 修一	防府市大字新田1038		" " 26
杉山憲生後援会	杉山 憲生	村田 伸一	岩国市周東町上久原2338の4		" " 7
そのはら義信後援会	其原 義信	其原 友子	山口市湯田温泉3丁目3番8号		" " 18
原真也後援会	坂本 雪彌	原 昌克	" 阿東篠目1253		" " "

政治団体の名称	代表者の氏名	公職の種類	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
藤井ひろし後援会	相本 康雄		浜谷 和昌	下松市東柳1丁目5番5号		" " 14
藤岡恭子後援会	藤岡 恭子		藤井久美子	岩国市甘木1258		" " 4
馬越帝介後援会	馬越 帝介		馬越 洋子	山口市下市町6番21号		" " 29
松野利夫後援会	松野 利夫		浜本 泰義	柳井市阿月1135		" " 18
松村文彦後援会	松村 文彦		松村 文彦	熊毛郡田布施町大字麻郷奥508		" " 26
渡辺靖志後援会	木本 敬子		渡辺裕美子	岩国市楠町3丁目14番6号		" " 29

政治団体の名称	代表者の氏名	公職の種類	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
幸福実現党山口後援会	村田 純一	参議院議員	河野 淑子	山口市小郡上郷2586の13	政治資金規正法第19条第7号に定める国会政治団体	平成22、1、20

山口県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の運動事項は、次のとおりである。

平成二十二年二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県参議院選挙区第三支部	事務所	山口市中河原町2番14号	山口市赤妻町3番20号	平成22、1、18
自由民主党山口県第三選挙区支部	会計責任者	中本 喜弘	原田 万史	" " 20

田中稔後援会	代表者	吉田 博海	中繁 幹治	"	18
津田修一後援会	事務所	宇部市岬町1丁目1番30号	宇部市北琴芝2丁目17番30号	"	7
てるあさサポートーズ	会計責任者	植田 孝弘	亀井 英夫	"	14
中村勝彦後援会	事務所	下関市綾羅木本町3丁目10番1号	下関市綾羅木本町4丁目1番14号	"	13
日本司法書士政治連盟山口県会	会計責任者	廣石 勝	武田 正之	"	18
村上みつひ後援会	事務所	山口市宮野下1095の1	山口市宮野下1610の1	"	6
本永勝昭後援会	代表者	常盤 定鷹	内田 元彦	"	29
	事務所	山口市阿知須4243の12	吉敷郡阿知須町4243の12	"	29
山口県獣医師政治連盟	会計責任者	山下 武彦	山野 洋一	"	26
山田泰之後援会	代表者	金子 昭二	尾川 謙輔	"	19
山本功後援会	事務所	山口市阿東徳佐中2637	阿武郡阿東町大字徳佐中2637	"	20

山口県選挙区選民投票券交付区別第十一号

投票区別票区別票（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による区別票が、あつた選挙区別票の区別票は、次のとおりである。

平成二十二年四月十六日

山口県選挙区選民投票券交付区別第十一号 提出票

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県岩国市第三支部	山手 卓男	山手 康弘	岩国市周東町下久原2393の15	平成21、12、31
小河啓祐後援会	下瀬 始郎	波田 治巳	萩市大字下小川1991	"
武居宏明後援会	武居 宏明	武居 宏明	下松市大字東豊井794	"

井原勝介後援会	代表者	岡崎 英治	栗屋 司	"	4
	会計責任者	青木 和美	沖中 明	"	"
大田ひろゆき後援会	名称	大田ひろゆき後援会	大田浩行後援会	"	"
河村淳後援会	事務所	美祢市美東町長田801	美祢郡美東町大字長田801	"	22
木村秀之後援会	名称	木村秀之後援会	新星会	"	19
	代表者	小林 拓宏	木村 秀之	"	"
	名称	幸福実現党宇部後援会	津田修一後援会	"	"
	代表者	幸福実現党宇部後援会	御手洗啓子	"	26
幸福実現党宇部後援会	事務所	中嶋 政雄	宇部市岬町1丁目1番30号	"	26
	名称	美祢市大嶺町東分3216の1	宇部市岬町1丁目1番30号	"	"
	代表者	幸福実現党徳山後援会	かわいみわこ後援会	"	28
幸福実現党徳山後援会	代表者	河井美和子	井上 清孝	"	"
	会計責任者	河井美和子	早稲田祥太郎	"	"
	事務所	周南市西松原3丁目1番29号	光市和町9番10号	"	"
	代表者	辻 雄文	村田 純一	"	"
	会計責任者	村田 純一	阿座上 正	"	"
	事務所	山口市小郡上郷2586の13	山口市小郡上郷1649の2	"	21
幸福実現党山口県本部	事務所	山口市小郡上郷2586の13	政治資金規正法第19条の7第1項第1号議院に關係する政治団体の区分	"	"
	代表者	代表者である公職の候補者に係る公職の種類	代表者である公職の候補者に係る公職の種類	"	"
島田教明後援会	事務所	防府市八王子1丁目7番28号	防府市大字田島2584	"	7

田中総後援会	吉田 博海	田中 恭子	熊毛郡平生町大字大野北41	"	"
中野博文後援会	中野 哲也	石川 彰	長門市三隅中1717の15	"	4、23
防府民社協会	馬野 昭彦	宮地 保	山口市中央2丁目3番1号	"	12、29
松永回弘後援会	松永 回弘	村田 健作	長門市東深川290	"	30
本永勝昭後援会	常盤 定麿	明德 健治	山口市阿知須4243の12	平成19、	4、10

**山口県選挙管理委員会告示第十二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (指定届出年月日)
其原 義信	山口市議会議員	そのはら義信後援会	山口市湯田温泉3丁目3番8号	山口市湯田温泉3丁目3番8号	其原 義信	平成22、1、18
藤岡 恭子	岩国市議会議員	藤岡恭子後援会	岩国市廿木1258	岩国市廿木1258	藤岡 恭子	" " 4
馬越 帝介	山口市議会議員	馬越帝介後援会	山口市下市町6番21号	山口市下市町6番21号	馬越 帝介	" " 29

**山口県選挙管理委員会告示第十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十二年二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 項 目	異 動 内 容		備考 (届出年月)
				新	旧	
中村 勝彦	下関市議会議員	中村勝彦後援会	事務所	下関市綾羅木本町3丁目10番1号	下関市綾羅木本町4丁目1番14号	平成22、1、13
村上 満典	山口市議会議員	村上みつのう後援会	事務所	山口市宮野下1095の1	山口市宮野下1610の1	" " 6

**山口県選挙管理委員会告示第十四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備考 (資金管理団体の届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地		
武居 宏明	下松市議会議員	武居宏明後援会	下松市大字東豊井794	武居 宏明	平成22、1、6

平成二十二年二月十九日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁